



台風 13 号による豪雨災害に係る

支 援 制 度

日立市役所 TEL 22-3111 IP 電話 050-5528-5000

令和 5 年
10/5

最新の情報は、市 HP などで随時お知らせします。

ページ	項目	概要
2	り災証明書の交付申請	災害により被害を受けたことを公的に証明する「り災証明書」を交付します。
	災害ボランティアについて	災害ボランティアを募集し、被災者を支援します。
3	災害支援金の支給	災害により居住している住宅に一部損壊以上の被害を受けた方に対して、災害支援金を支給します。
	災害見舞金の支給	居住している住宅が被害を受けた方に対して、災害見舞金を支給します。
	災害援護資金の貸付	災害によりけがをしたり、住居や家財に損害が生じた方に、生活再建のための資金を貸し付けます。
	被災者生活再建支援金の支給	災害により住宅の全壊など生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給されます。
4	災害ごみに関する手数料の免除（災害ごみの持ち込み）	浸水した家具や衣類などの災害ごみを清掃センターに直接持ち込むときは、搬入手数料を無料にします。
	道路の土砂や流木などの片付けについて	道路の土砂や流木などの片付けは、道路上の邪魔にならない場所に集めておいてください。
	住宅の応急修理	自宅が一定の被害を受けた方は、災害救助法に基づく応急修理の対象となる場合があります。
	一時的な避難先としての市営住宅の提供	自宅が被害を受け、住む場所に困っている方は、一時的に市営住宅に入居できます。
5	保育園などの保育料や放課後児童クラブ負担金の減免	居住している住宅が一定の被害を受けられた方は、保育園などの保育料や、放課後児童クラブの利用者負担金が減免されます。
	就学援助制度	被害を受けられた方は、就学に必要な費用について援助が受けられます。
	省エネ家電の購入費補助の期間延長	省エネ性能の高いエアコンや冷蔵庫の購入費補助の期間を 1 か月延長します。
	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請の期間延長	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1 世帯あたり 3 万円を支給する給付金の申請期間を 1 か月延長します。
6	消毒液などの配布	家屋等に被害を受けた世帯に対し、清掃に有効な消毒液などを配布します。
	中小企業・小規模事業者への支援	中小企業・小規模事業者に対し、さまざまな支援を行います。
	イベントの中止・延期のお知らせ	中止または延期するイベントをお知らせします。
7	公共施設の使用休止	使用を休止している公共施設をお知らせします。
	台風 13 号に伴う豪雨被害に係る問合せ先	台風 13 号に伴う豪雨被害に係る各種問合せ先をお知らせします。

り災証明書の交付申請

申請場所と問合せ

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ■市民課 ☎ 22-3111 | ■多賀支所 ☎ 36-3101 |
| ■南部支所 ☎ 52-5101 | ■豊浦支所 ☎ 43-5314 |
| ■日高支所 ☎ 42-4405 | ■西部支所 ☎ 59-0012 |
| ■十王支所 ☎ 39-2211 | |

受付時間

平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
土・日曜日 午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時
* 土曜日は市民課、日曜日は市民課、多賀支所、
南部支所、十王支所のみ受け付け。

必要書類 被害を受けたことが分かる写真（難しいときはご相談ください）、本人確認書類

申請者 り災された本人か同一世帯の方

手数料 無料

*マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからのオンライン申請もできます。

「り災証明書」とは

災害により被害を受けたことを公的に証明するためのもので、税の減免、各種融資の支援、保険の支払いなどの際に利用できます。

り災証明書で証明される被害の程度は、下表のとおり区分されます。

被害の程度	損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上 50%未満
中規模半壊	30%以上 40%未満
半壊	20%以上 30%未満
準半壊	10%以上 20%未満
一部損壊	10%未満

災害ボランティアについて

被災された方へ

浸水などで被災された方へ支援受付窓口を開設しています。

開設時間 午前 9 時～午後 5 時

場所 日立市幸町 1-17-1
(ヒタチエ別館 3 階)

問合せ 日立市社会福祉協議会
☎ 87-7222

ボランティアの募集

被災した方の支援のため、日立市災害ボランティアセンターを開設しています。

開設時間 午前 9 時～午後 5 時

場所 日立市幸町 1-17-1 (ヒタチエ別館 3 階)
申し込み 日立市社会福祉協議会 HP
から申し込んでください。

問合せ 日立市社会福祉協議会
☎ 87-7222



ご用心！災害に便乗した悪質商法

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。屋根などの修理工事、「保険金」を口実にした勧誘など十分注意してください。

問合せ 消費生活センター ☎ 26-0069

災害支援金の支給

災害により居住している住宅に一部損壊以上の被害を受けた方に対して、災害支援金を支給します。

対象 実際に生活している住宅に限ります。

* 空家、倉庫、事務所などは含みません。

* り災証明書の交付申請が必要となります。

支援金の額

準半壊以上（床上浸水を含む） 7万円

一部損壊（床下浸水を含む） 3万円

* 支給を受けるために必要な手続きについては、改めてお知らせします。

問合せ 福祉総務課 ☎ 内線 391

災害見舞金の支給

居住している住宅が被害を受けた方に対して、災害見舞金を支給します。

対象 実際に生活している住宅に限ります。

* 空家、倉庫、事務所などは含みません。

* り災証明書の交付申請が必要となります。

見舞金の額

全壊 2万円 (世帯員が1人増えるごとに
1万円加算。限度額5万円)

大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊

1万円 (世帯員が1人増えるごとに5,000
円加算。限度額2万5,000円)

一部損壊かつ床上浸水 1万円 (1世帯につき)

* 支給を受けるために必要な手続きについては、改めてお知らせします。

問合せ 福祉総務課 ☎ 内線 391

災害援護資金の貸付

災害によりけがをしたり、住居や家財に損害が生じた方に、生活再建のための資金を貸し付けます。

対象 日立市に住民登録のある方で次のいずれかに該当する方

* り災証明書の交付申請が必要となります。

■ けがの療養期間がおおむね1か月以上の方

■ 家財の3分の1以上が損害を受けた方

■ 住宅が全壊または半壊した方

* 所得制限があります。

貸付限度額

350万円

(損害の状況に応じて異なります。)

* 貸付を受けるために必要な手続きについては、改めてお知らせします。

問合せ 福祉総務課 ☎ 内線 391

* 日立市社会福祉協議会でも低所得者世帯を対象に福祉資金の貸し付けを行っています。

被災者生活再建支援金の支給

災害により住宅の全壊など生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給されます。

対象

住宅が全壊または大規模半壊した世帯など

* り災証明書の交付申請が必要となります。

基礎支援金

全壊 100万円

大規模半壊 50万円ほか

加算支援金

建設・購入費 200万円ほか

* 1人世帯は各該当金額の4分の3

* 支給を受けるために必要な手続きについては、改めてお知らせします。

問合せ 福祉総務課 ☎ 内線 391

災害ごみに関する手数料の免除 (災害ごみの持ち込み)

浸水した家具や衣類などの災害ごみを清掃センターに直接持ち込むときは、搬入手数料を無料にします。「り災証明書」または「被害状況が分かる写真など」を持参してください。

受付時間 午前 8 時 30 分～11 時 30 分、
午後 1 時～4 時

問合せ 清掃センター ☎ 24-5353

道路の土砂や流木などの片付けについて

道路の土砂や流木などの片付けは、道路上の邪魔にならない場所に集めておいてください。順次、市が回収します。

問合せ 道路管理課
☎ 内線 218

住宅の応急修理

自宅が一定の被害を受けた方は、災害救助法に基づく応急修理の対象となる場合があります。

対象者 以下の全てに該当する方（世帯）

■今回の災害により、住宅の「り災程度区分」が「準半壊」「半壊」「中規模半壊」かそれ以上となつた方

■自らの資力では住宅の応急修理ができない方

■住宅が借家でない方

対象となる箇所・設備 主に以下のもの

■外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

■室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、悪臭、脱落など ※畳だけの交換は対象外

■設備（キッチン、トイレ、浴室、給湯器など）の破損、故障など ※機能追加、グレードアップは対象外

修理限度額

■り災程度の区分が「半壊」以上の方

706,000 円

■り災程度の区分が「準半壊」の方

343,000 円

必要書類

■り災証明書（コピー可）

■住宅の応急修理申込書

■資力に関する申出書

■修理見積書

■施工前の被害状況が分かる写真

受付期間 現時点で期限を設けませんが、令和 5 年 12 月 7 日までに修理を完了させてください。

問合せ 建築指導課 ☎ 内線 428

一時的な避難先としての市営住宅の提供

自宅が被害を受け、住む場所に困っている方は、一時的に市営住宅に入居できます。入居可能な住宅など、詳しくは問い合わせください。

入居期間 原則 3 か月（状況により延長可能）

問合せ 市営住宅課 ☎ 内線 383

浸水家屋の対処方法

浸水したときは清掃と乾燥が重要です。以下を参考に対処しましょう。

①ドアと窓をあけて、しっかり換気しましょう。

②汚泥は水道水で洗い流して十分に取り除き、しっかり乾燥しましょう。

③清掃中のケガ予防に手袋を着用しましょう。

④清掃が終わったら、しっかりうがい・手洗いをしましょう。

* 床上浸水の範囲が広い場合の消毒方法などについては、健康づくり推進課までご相談ください。

* 屋外（床下や庭）の消毒は原則不要です。

問合せ 健康づくり推進課 ☎ 21-3300

保育園などの保育料や放課後児童クラブ負担金の減免

居住している住宅が、全壊・半壊など、一定の被害を受け、「り災証明書」が交付された方は、申請により保育園などの保育料や、放課後児童クラブの利用者負担金が減免されます。申請方法など、詳しくは、園やクラブを通してご案内します。

問合せ

■保育料の減免 子ども施設課 ☎ 内線 309

■クラブ負担金の減免

生涯学習課放課後児童対策室 ☎ 内線 638

就学援助制度

被害を受けられた方は、就学に必要な費用について援助が受けられます。申請に当たっては、通っている小・中学校などへ相談してください。

対象費目 学用品費、通学用品費、校外活動費、宿泊共同学習費、通学費、修学旅行費、クラブ活動費、児童会費・生徒会費、PTA会費、卒業記念アルバム制作費、少年団活動費

問合せ

学務課 ☎ 内線 643

省エネ家電の購入費補助の期間延長

エネルギー価格の高騰による家計の負担軽減のため、省エネ性能の高いエアコンや冷蔵庫の購入費補助の期間を1か月延長します。

購入期限 9月30日まで → 10月31日まで

申請期限 10月31日まで → 11月30日まで

対象家電や補助金額、申請方法など、詳しくは市HPをご覧になるか、問い合わせてください。



問合せ

省エネ家電導入促進事業窓口
☎ 050-5528-5025

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請の期間延長

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり3万円を支給する給付金の申請期間を1か月延長します。

申請期限 9月30日まで → 10月31日まで

支給対象世帯や申請方法など、詳しくは市HPをご覧になるか、問い合わせてください。



問合せ

日立市価格高騰重点支援給付金コールセンター ☎ 050-3354-0180

消毒液などの配布

家屋等に被害を受けた世帯に対し、清掃に有効な消毒液などを配布します。

配布世帯 り災証明書の交付申請を行った世帯

配布内容

■消毒液 1本

ベンザルコニウム塩化物液（逆性石けん液）

■掃除用品

手袋1双、雑巾10枚、ごみ袋1袋（45ℓ、10枚入り）

配布方法

- り災証明書交付申請時（台風13号に関する相談窓口や各支所）
- 既にり災証明書の申請がお済みの世帯には、職員が個別にお届けします。

問合せ

福祉総務課 ☎ 内線 740

中小企業・小規模事業者への支援

① 特別相談窓口の設置（市内窓口）

- 日本政策金融公庫日立支店 ☎ 0570-012777
- 日立商工会議所 ☎ 22-0128

② 既往債務の返済条件緩和の対応

日本政策金融公庫や商工組合中央金庫、信用保証協会に対して、既往債務の返済猶予などの条件変更、貸出手続きの迅速化と担保徵求の弾力化などについて、要請を行います。

問合せ 中小企業庁金融課 ☎ 03-3501-1511 内線 5271～5275

③ セーフティネット保証4号の適用

台風の影響で売上高が減少している中小企業などに対し、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で対象融資の100%保証を行います。

問合せ 商工振興課 ☎ 内線 487

④ 小規模企業共済災害時貸付の適用

小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が、原則、即日で低利融資を行います。

貸付限度額 最大1,000万円（貸付利率0.9%）

担保・保証人 不要

借入窓口 商工組合中央金庫水戸支店

☎ 029-225-5151

⑤ 災害復旧貸付の実施

対象 中小企業、小規模事業者

内容

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3,000万円	1億5,000万円
融資期間 (据置)	10年以内（据置2年以内）	
金利	1.25%	1.20%
問合せ	日本政策金融公庫日立支店 ☎ 0570-012777	日本政策金融公庫水戸支店 ☎ 029-231-4246

⑥ 茨城県災害対策融資の借入に係る利子補給・保証料補助

対象 茨城県災害対策融資を受けた事業者

利子補給（補給期間 3年）

対象融資額	融資額 1,000万円以内	融資額 1,000万円超
融資利率	当初3年間 0.6%	1.2%～1.6%
利子 補給率	直接 被害 10/10	10/10
	間接 被害	1/2

* 直接被害　り災証明を受けた者

* 間接被害　セーフティネット保証4号の認定を受けた者

保証料補助

融資対象者	補助率
直接被害	100%
間接被害	50%

問合せ 商工振興課 ☎ 内線 487

問合せ 商工振興課 ☎ 内線 487

イベントの中止・延期のお知らせ

■ひたち秋祭り（中止）（9月20日号市報24ページ（裏面）掲載）

10月7日(土)～9日(祝) **問合せ** 日立シビックセンター交流事業課 ☎ 24-7711

■大屋根広場コンサート（延期）（9月20日号市報17ページ掲載）

～吉田メロディーを継承するアーティストたち～

10月14日(土) **問合せ** 吉田正音楽記念館 ☎ 21-1125

■スラックラインイベント MIX' OC（中止）（9月5日号市報3ページ掲載）

10月7日(土)～10月9日(祝) **問合せ** 観光物産課 ☎ 内線482

■ライドアラウンドin日立 3DAYS（延期）

（8月20日号市報24ページ（裏面）、9月5日号市報3ページ掲載）

10月7日(土)～10月9日(祝) **問合せ** 観光物産課 ☎ 内線482

■ぶら・スポフェスタ2023（中止）（9月5日号市報4ページ掲載）

10月8日(日) **問合せ** 日立市スポーツ協会 ☎ 36-6661

■百年塾フェスタ（延期）（9月5日号市報4ページ掲載）

10月8日(日) **問合せ** 百年塾サロン ☎ 23-9165

■子どもまつり（延期）（9月5日号市報4ページ掲載）

10月8日(日) **問合せ** 生涯学習課 ☎ 内線631

公共施設の使用休止

当面の間、次の施設の使用を休止します。再開が決まり次第、市報や市HPでお知らせします。

①河原子北浜スポーツ広場の一部（ターゲットバードゴルフコース、ドッグラン）

* 同広場ターゲットバードゴルフコースの会員の方は、当面の間、代替施設として諏訪スポーツ広場のコースを使用可能です。

②滑川市民広場

③ホリゾンかみね（会議室のみ使用可）

④かみね市民プール

問合せ ①②スポーツ振興課 ☎ 内線636 ③④にぎわい施設課 ☎ 内線474

台風 13 号に伴う豪雨被害に係る問合せ先

台風 13 号に関する相談窓口

期間 9月 12 日(火)～

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

* 土・日曜日、祝日は午前 9 時～午後 5 時（祝日は電話対応のみ）

場所 市役所本庁舎 101 号会議室

主な相談内容

災害ごみ、住居の被害、土砂・流木、道路の損傷、家屋の消毒、健康相談、支援制度など

専用ダイヤル ☎ 050-5528-5140

各種支援制度（チラシ掲載）の問合せ先

内 容	問合せ
り災証明書の交付申請	市民課・各支所
災害ボランティアについて	日立市社会福祉協議会 ☎ 87-7222
災害支援金の支給	
災害見舞金の支給	
災害援護資金の貸付	福祉総務課 ☎ 内線 391
被災者生活再建支援金の支給	
災害ごみに関する手数料の免除（災害ごみの持ち込み）	清掃センター ☎ 24-5353
道路の土砂や流木などの片付けについて	道路管理課 ☎ 内線 218
住宅の応急修理	建築指導課 ☎ 内線 428

内 容	問合せ
一時的な避難先としての市営住宅の提供	市営住宅課 ☎ 内線 383
保育園などの保育料や放課後児童クラブ負担金の減免	子ども施設課 ☎ 内線 309 生涯学習課放課後児童対策室 ☎ 内線 638
就学援助制度	学務課 ☎ 内線 643
省エネ家電の購入費補助の期間延長	省エネ家電導入促進事業窓口 ☎ 050-5528-5025
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請の期間延長	日立市価格高騰重点支援給付金コールセンター ☎ 050-3354-0180
消毒液などの配布	福祉総務課 ☎ 内線 740
中小企業・小規模事業者への支援	商工振興課 ☎ 内線 487

その他市税・保険料の減免などの問合せ先

内 容	担当課	連絡先
固定資産税の減免	資産税課	土地 ☎ 内線 231 FAX 25-1123
		家屋 ☎ 内線 233 FAX 25-1123
		償却資産 ☎ 内線 385 FAX 25-1123
市税の徴収猶予（市・県民税、固定資産税、軽自動車税など）	納稅課	☎ 内線 259 FAX 25-1123
国民健康保険料の減免・一部負担金の減免	国民健康保険課	☎ 内線 206、205 FAX 22-5116
国民年金保険料の免除		
後期高齢者医療保険料の減免・一部負担金の減免	介護保険課	☎ 内線 216 FAX 24-2281
保険料の徴収猶予（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険）		
介護保険料・介護サービス利用料の減免	障害福祉課	☎ 内線 356 FAX 22-3011
障害福祉サービス等利用者負担の減免	子育て支援課	☎ 内線 458 FAX 22-3011
特別児童扶養手当の所得制限の緩和		
児童扶養手当の所得制限の緩和	子育て支援課	☎ 内線 282 FAX 22-3011